

4) 河川及び湖沼

対象事業実施区域周辺の河川としては、河川法の対象となる河川が 4 本ある。その他に河川法の対象外である普通河川の境川や枝光川等がある。

主要な流入河川の概要は表 3.1-35、流入河川の位置は図 3.1-20 のとおりである。

表 3.1-35 主要な流入河川の概要

種別	水系	河川名	延長 (m)
二級河川 (知事管理)	板櫃川	板櫃川	9,693
	紫川	紫川	19,795
		砂津川	1,392
準用河川 (市長管理)	天籟寺川	天籟寺川	3,485
普通河川 (市長管理)	-	境川	3,431
	-	延命寺川	2,928
	-	枝光川	2,015

注：河川の位置は、図 3.1-20 に示す。

1. 「国土数値情報 河川データ (平成 19 年)」(国土交通省 HP、令和 7 年 10 月閲覧)
2. 「北九州市建設局事業概要 2023」(北九州市、令和 5 年) より作成

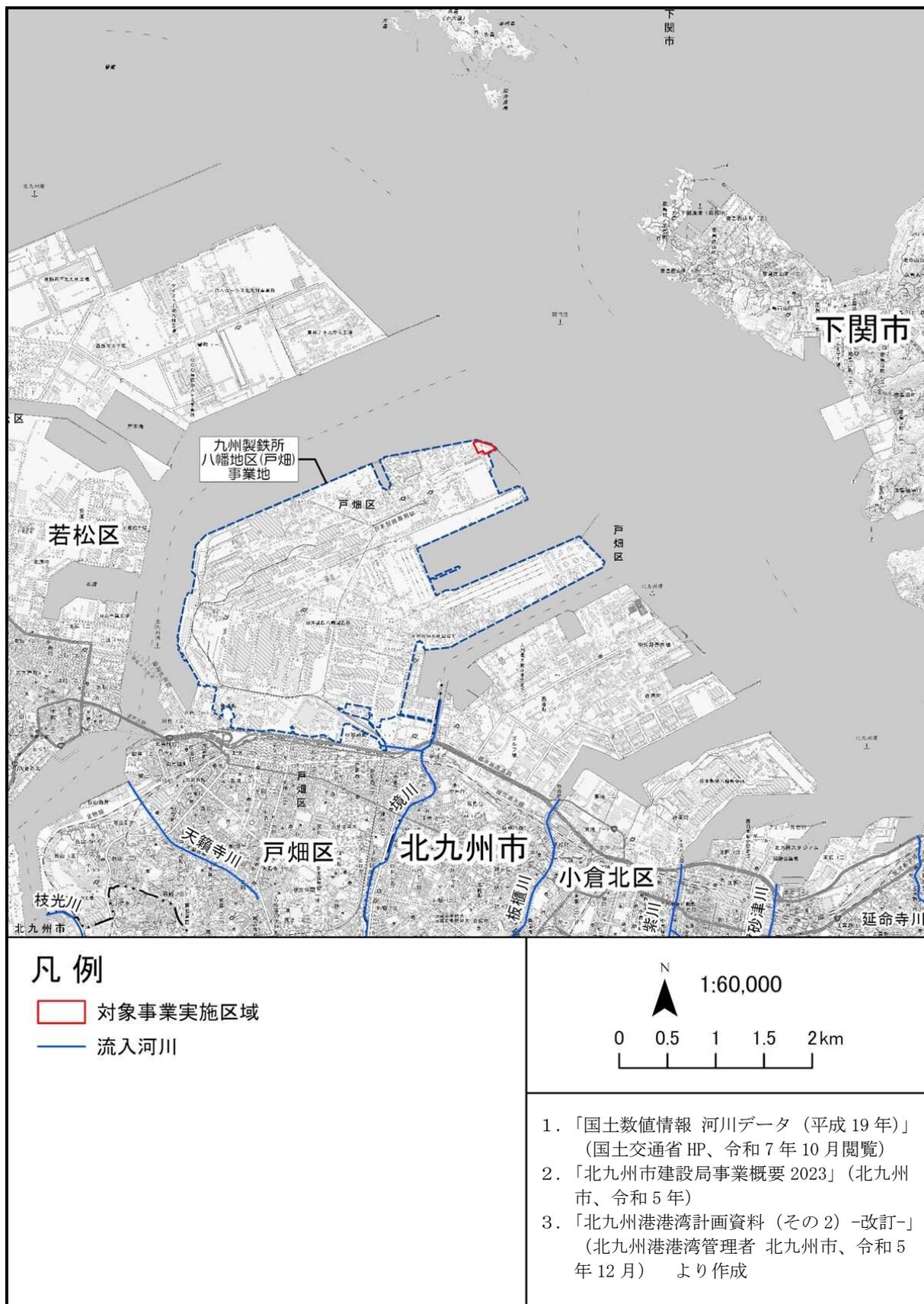


図 3.1-20 流入河川の位置

(2) 水質の状況

1) 水質汚濁発生源

令和 6 年度の北九州市における「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）等に基づく届出状況は表 3.1-36 のとおりである。

水質汚濁防止法に基づく事業場が 317、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事業場が 44、ダイオキシン類対策特別措置法（水質）に基づく事業場が 20 となっている。

表 3.1-36 水質汚濁防止法等に基づく届出状況（令和 6 年度）

種別		事業場数
水質汚濁防止法	特定施設・事業場数（公共用水域に排出するもの）	163
	有害物質使用特定施設・事業場数（公共用水域以外に排出するもの）	93
	有害物質貯蔵指定施設・事業場数	61
	計	317
瀬戸内海環境保全特別措置法		44
ダイオキシン類対策特別措置法（水質）		20

注：令和 7 年 3 月 31 日現在の届出状況を示す。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）より作成

2) 海域

対象事業実施区域の周辺の海域において北九州市が測定している公共用水域の水質の測定項目は表 3.1-37、水質測定地点の位置及び環境基準の水域類型は、図 3.1-21 のとおりである。

対象事業実施区域の前面海域は、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、化学的酸素要求量等についてはA類型、B類型及びC類型、全窒素・全燐についてはII類型及びIV類型に指定されており、水質測定地点 6 地点で水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量、全窒素、全燐等の測定が行われている。

表 3.1-37 海域における公共用水域の水質の測定項目（令和6年度）

図中番号	水域名	類型	測定項目											健康項目	ダイオキシン類
			生活環境項目												
			水素イオン濃度	溶存酸素量	化学的酸素要求量	抽出物質	ノルマルヘキサン	大腸菌数	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S		
D2	洞海湾	B	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
D3	洞海湾	C	○	○	○				○	○					
H1	響灘	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
K1	関門海峡	A	○	○	○	○	○	○	○						
K7	戸畑泊地	C	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
K8	堺川泊地	C	○	○	○				○	○	○	○	○	○	

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。
 2. 「LAS」は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。
 3. 「健康項目」の物質の詳細は、表 3.1-40 参照。
 4. 調査は午前中に行い、各々上層（水面下 0.5m）及びその下層（水面下 7m）を採水。
 溶存酸素量についてのみ、底層（海底から 1m）も採水（環境基準点のみ）。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成

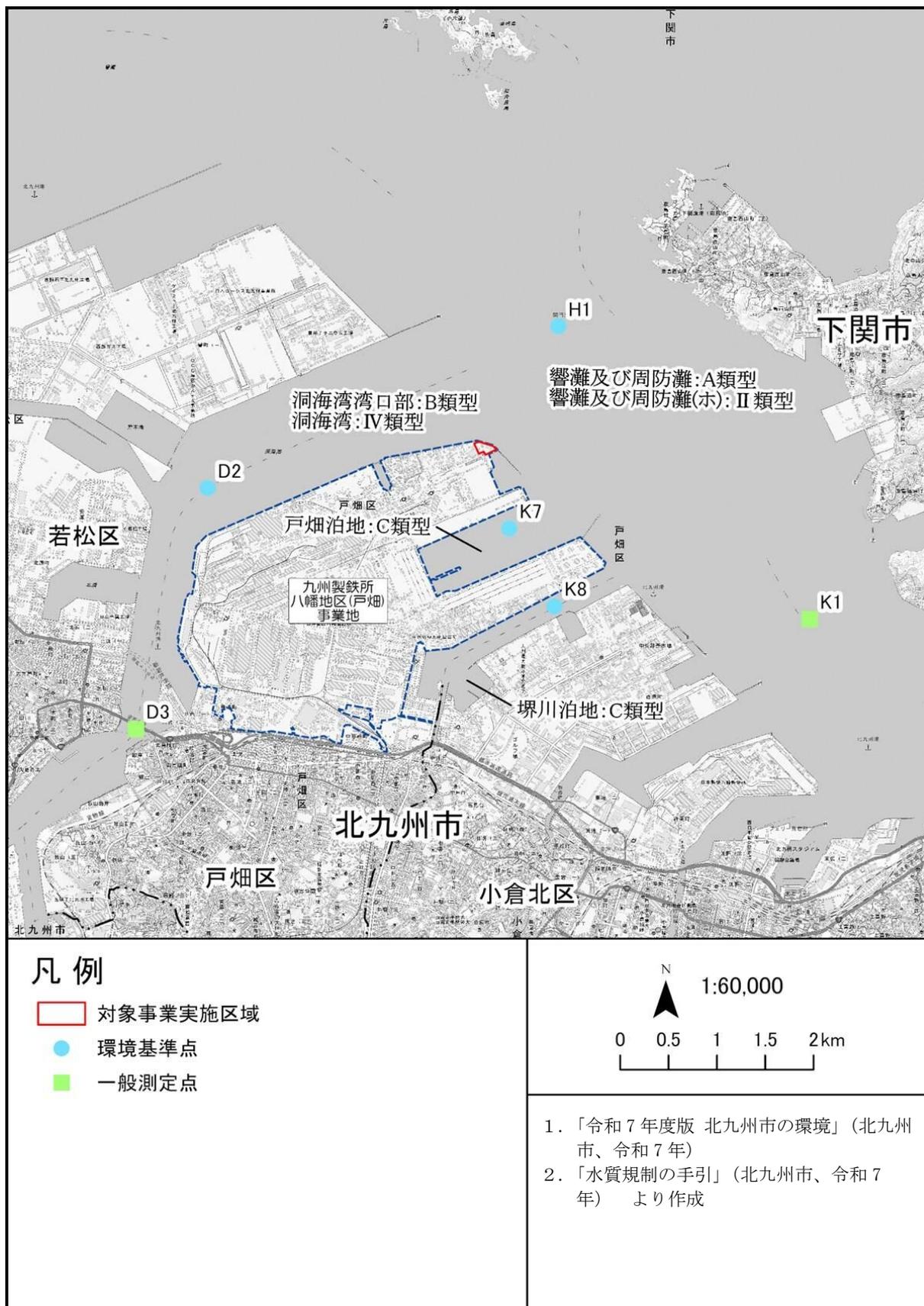


図 3.1-21 海域における水質測定地点の位置

① 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

対象事業実施区域の周辺の海域における生活環境項目の測定は図 3.1-21 に示す 6 地点で行われており、令和 6 年度における水質の測定結果は、表 3.1-38 のとおりである。

回次ごとにみると溶存酸素量〔DO〕、大腸菌数、全窒素〔T-N〕、全磷〔T-P〕の環境基準値を満たしていない検体が一部にあるが、いずれの地点も環境基準に適合している。また、令和 2 年度～令和 6 年度における水質の経年変化は表 3.1-39 及び図 3.1-22 のとおりであり、各項目とも概ね横ばい傾向であるが、全磷〔T-P〕の洞海湾 D3 は他の地点よりも高い値で推移している。

表 3.1-38 (1) 公共用水域の水質測定結果（生活環境項目、令和 6 年度）

図中 番号	水域名	類型	水素イオン濃度〔pH〕					溶存酸素量〔DO〕 (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
D2	洞海湾	B	8.0	8.3	8.1	0/12	7.8 以上 8.3 以下	6.9	10	8.2	0/12	5 以上
D3	洞海湾	C	8.0	8.3	8.1	0/4	7.0 以上 8.3 以下	6.9	10	8.1	0/4	2 以上
H1	響灘	A	8.1	8.2	8.1	0/12	7.8 以上 8.3 以下	6.8	9.9	8.1	4/12	7.5 以上
K1	関門海峡	A	8.1	8.2	8.1	0/4		6.6	9.7	8.0	1/4	
K7	戸畑泊地	C	8.1	8.2	8.1	0/12	7.0 以上 8.3 以下	6.3	9.7	7.9	0/12	2 以上
K8	堺川泊地	C	8.0	8.3	8.1	0/12		6.7	9.8	8.1	0/12	

図中 番号	水域名	類型	化学的酸素要求量〔COD〕 (mg/L)							n-ヘキサン抽出物質〔油分等〕				
			最小	最大	日平均値			適否	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
					平均	75%	m/n							
D2	洞海湾	B	1.2	2.6	1.6	1.8	0/12	○	3 以下	<0.5	<0.5	<0.5	0/12	検出され ないこと
D3	洞海湾	C	1.6	2.6	2.0	1.9	0/4	○	8 以下	—	—	—	—	—
H1	響灘	A	0.8	1.6	1.1	1.3	0/12	○	2 以下	<0.5	<0.5	<0.5	0/12	検出され ないこと
K1	関門海峡	A	1.5	1.7	1.5	1.6	0/4	○		<0.5	<0.5	<0.5	0/4	
K7	戸畑泊地	C	0.9	1.8	1.2	1.4	0/12	○	8 以下	—	—	—	—	—
K8	堺川泊地	C	1.0	2.3	1.4	1.7	0/12	○		—	—	—	—	—

図中 番号	水域名	類型	大腸菌数 (CFU/100mL)										
			最小	最大	日平均値			適否	環境基準				
					平均	90%	m/n						
D2	洞海湾	B	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
D3	洞海湾	C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
H1	響灘	A	0	340	30	22	1/12	○	300 以下	—	—	—	—
K1	関門海峡	A	0	2	1	2	0/4	○		—	—	—	—
K7	戸畑泊地	C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
K8	堺川泊地	C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。

2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。

3. 「m/n」の欄は、「環境基準を超過した検体数/総測定日数」を示す。

4. 最小、最大、平均及び m/n の欄の「—」は調査が行われていないこと、「<」は報告下限値未満を示す。

5. 「適否」の「○」について、COD は 75% 値、大腸菌数は 90% 値の日間平均値が環境基準に適合していることを示す。(75% 値、90% 値は、n 個の日間平均値を小さいものから順に並べた時の (0.75 もしくは 0.9×n) 番目の数値を示す。)

6. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

表 3.1-38 (2) 公共用水域の水質測定結果 (生活環境項目、令和 6 年度)

図中 番号	水域名	類型	全窒素 [T-N] (mg/L)					全磷 [T-P] (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
D2	洞海湾	IV	0.22	0.43	0.34	0/12	1 以下	0.016	0.050	0.027	0/12	0.09 以下
D3	洞海湾	IV	0.35	1.1	0.69	1/4	1 以下	0.015	0.076	0.045	0/4	0.09 以下
H1	響灘	II	0.10	0.47	0.18	1/12	0.3 以下	0.013	0.040	0.019	1/12	0.03 以下
K1	関門海峡	II	0.12	0.16	0.15	0/4		0.012	0.020	0.015	0/4	
K7	戸畑泊地	IV	0.17	0.84	0.43	0/12	1 以下	0.014	0.033	0.021	0/12	0.09 以下
K8	堺川泊地	IV	0.28	1.4	0.59	1/12		0.013	0.033	0.022	0/12	

図中 番号	水域名	類型	全亜鉛 [Zn] (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
D2	洞海湾	生物 A	0.002	0.007	0.005	0/4	0.02 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	0.001 以下
D3	洞海湾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H1	響灘	生物特 A	<0.001	0.003	0.002	0/4	0.01 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	0.0007 以下
K1	関門海峡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
K7	戸畑泊地	生物 A	0.001	0.005	0.003	0/4	0.02 以下	<0.00006	0.00006	0.00006	0/4	0.001 以下
K8	堺川泊地	生物 A	0.001	0.005	0.003	0/4		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	

図中 番号	水域名	類型	LAS (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準
D2	洞海湾	生物 A	<0.0006	0.0007	0.0006	0/4	0.01 以下
D3	洞海湾	—	—	—	—	—	—
H1	響灘	生物特 A	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	0.006 以下
K1	関門海峡	—	—	—	—	—	—
K7	戸畑泊地	生物 A	<0.0006	0.0006	0.0006	0/4	0.01 以下
K8	堺川泊地	生物 A	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。
 2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。該当欄の「—」は、類型が指定されていないことを示す。
 3. 「m/n」の欄は、「環境基準を超過した検体数/総測定日数」を示す。
 4. 最小、最大、平均及び m/n の欄の「—」は調査が行われていないこと、「<」は報告下限値未満を示す。
 5. 全窒素 (T-N)、全磷 (T-P)、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS の基準値は、年間平均値である。
 6. 「LAS」は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和 7 年) より作成

表 3.1-39 公共用水域の水質の経年変化（令和2年度～令和6年度）

図中 番号	水域名	類型	化学的酸素要求量〔COD〕(mg/L)				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
D2	洞海湾	B	1.8	1.9	2.2	1.7	1.8
D3	洞海湾	C	2.3	1.9	2.0	1.8	1.9
H1	響灘	A	1.5	1.2	1.5	1.2	1.3
K1	関門海峡	A	1.2	1.2	1.2	1.4	1.6
K7	戸畑泊地	C	1.7	1.4	1.6	1.3	1.4
K8	堺川泊地	C	1.5	1.3	1.6	1.5	1.7

図中 番号	水域名	類型	全窒素〔T-N〕(mg/L)				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
D2	洞海湾	IV	0.40	0.28	0.32	0.28	0.34
D3	洞海湾	IV	0.40	0.41	0.59	0.58	0.69
H1	響灘	II	0.17	0.12	0.14	0.14	0.18
K1	関門海峡	II	0.18	0.14	0.15	0.15	0.15
K7	戸畑泊地	IV	0.41	0.38	0.61	0.44	0.43
K8	堺川泊地	IV	0.58	0.67	0.57	0.63	0.59

図中 番号	水域名	類型	全燐〔T-P〕(mg/L)				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
D2	洞海湾	IV	0.019	0.021	0.021	0.020	0.027
D3	洞海湾	IV	0.027	0.042	0.050	0.035	0.045
H1	響灘	II	0.014	0.016	0.015	0.015	0.019
K1	関門海峡	II	0.014	0.017	0.018	0.017	0.015
K7	戸畑泊地	IV	0.013	0.019	0.018	0.016	0.021
K8	堺川泊地	IV	0.018	0.017	0.019	0.020	0.022

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。
 2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。
 3. 化学的酸素要求量(COD)は、日間平均値の75%値を示す。
 4. 全窒素(T-N)、全燐(T-P)は、日間平均値の年平均値を示す。

「令和3年度～令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和3年～令和7年）より作成

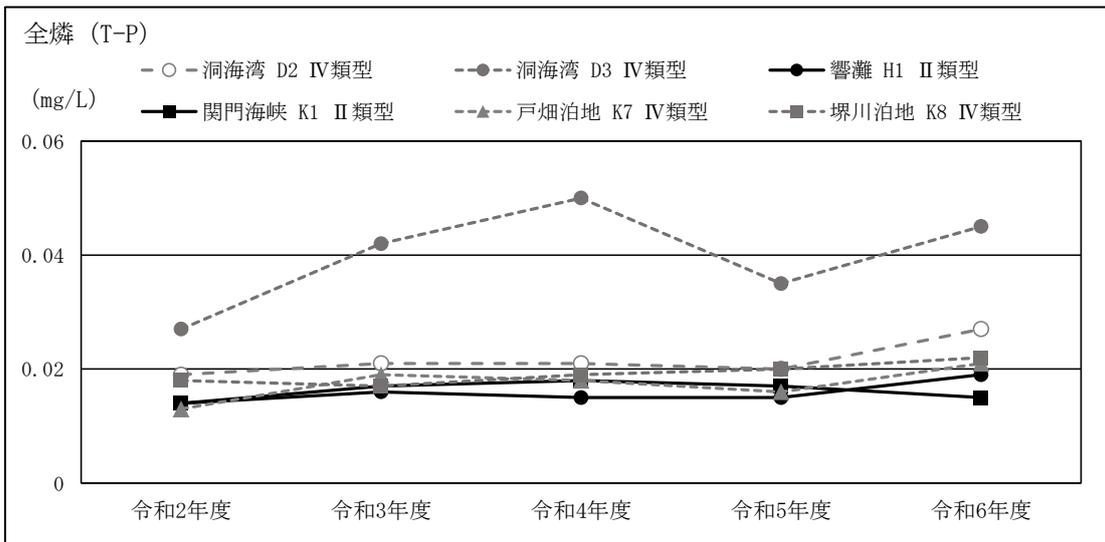
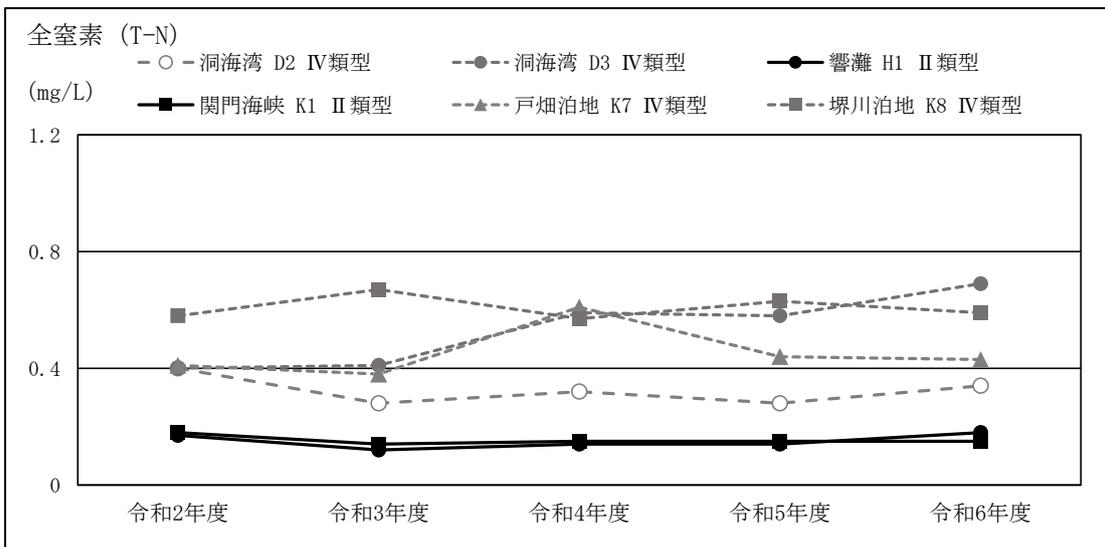
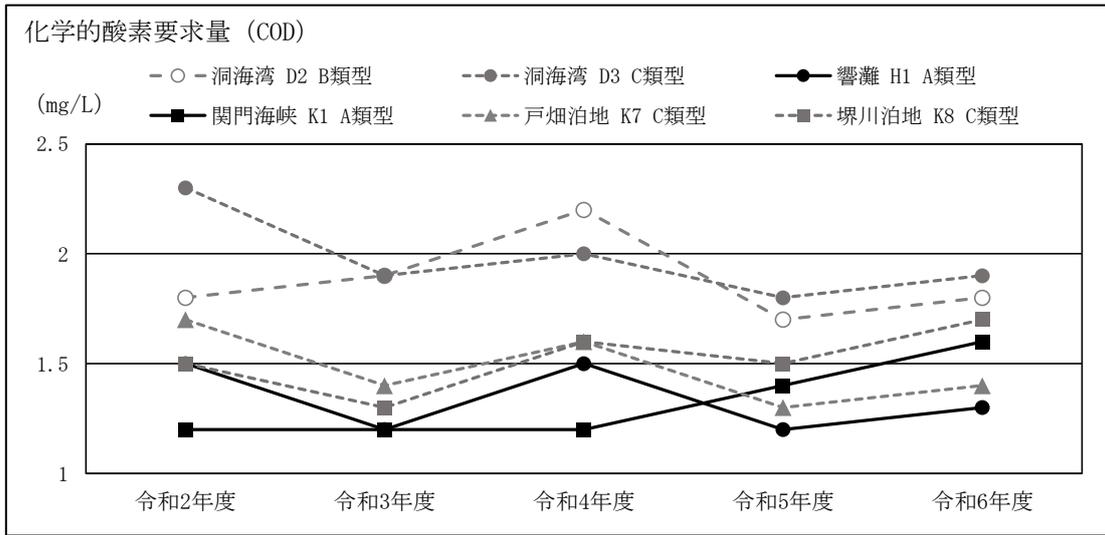


図 3.1-22 水質の経年変化 (令和2年度から令和6年度)

注：1. 化学的酸素要求量(COD)は、日間平均値の75%値を示す。
 2. 全窒素 (T-N)、全磷 (T-P) は、日間平均値の年平均値を示す。

「令和3年度～令和7年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和3年～令和7年) より作成

② 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

対象事業実施区域の周辺の海域における健康項目の測定は図 3.1-21 に示す地点のうち、4 地点で行われており、令和 6 年度における水質測定結果は、表 3.1-40 のとおりである。

全ての測定地点で環境基準に適合している。

表 3.1-40 公共用水域の水質測定結果（健康項目、令和 6 年度）

（単位：mg/L）

図中番号 水域名 測定項目	D2	H1	K7	K8	環境基準
	洞海湾	響灘	戸畑泊地	堺川泊地	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	0.002	0.001	0.002	0.002	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。

2. 「<」は定量下限値未満を示す。

3. 「ND」は検出されないことを示す。

4. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

5. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2:2022（以下、「規格」という。）15.3、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 14 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和である。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）より作成

③ ダイオキシン類

対象事業実施区域の周辺の海域におけるダイオキシン類の測定は図 3.1-21 に示す地点のうち 2 地点で行われており、令和 6 年度における水質測定結果は表 3.1-41 のとおりである。

全ての測定地点で環境基準に適合している。

表 3.1-41 公共用水域の水質測定結果（ダイオキシン類、令和 6 年度）

(単位：pg-TEQ/L)

図中番号	水域名	測定値	適否	環境基準
D2	洞海湾	0.14	○	1 以下
H1	響灘	0.054	○	

注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。

2. 「適否」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）より作成

④ 水温

対象事業実施区域の周辺の海域における水温測定は図 3.1-21 に示す 6 地点で行われており、令和 6 年度における水温測定結果を表 3.1-42 に、6 地点の月別平均水温を図 3.1-23 に示す。

令和 6 年度における周辺海域の上層水温は 9.5～31.0℃、下層水温は 9.5～30.5℃、底層水温は 10.5～31.0℃の範囲にあり、地点間に明確な差はなく、概ね 8 月に最高、2 月に最低となる季節変化を示している。

表 3.1-42 公共用水域の水質測定結果（水温、令和6年度）

図中 番号	水域名	測定層	水温（℃）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
D2	洞海湾	上層	17.0	19.0	21.5	25.0	31.0	28.0	24.5	21.5	13.5	10.5	10.0	11.0
		下層	16.5	18.5	21.0	24.0	30.5	27.5	25.0	22.0	14.0	10.5	10.5	11.0
		底層	16.5	18.5	21.0	24.0	31.0	27.5	24.5	22.0	14.5	10.5	10.5	10.5
D3	洞海湾	上層	-	19.5	-	-	31.0	-	-	21.0	-	-	9.5	-
		下層	-	18.5	-	-	30.5	-	-	21.5	-	-	9.5	-
		底層	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H1	響灘	上層	16.5	19.0	21.5	25.0	30.0	27.0	24.0	22.0	16.0	12.0	10.5	10.5
		下層	16.5	18.5	21.0	23.5	30.0	27.0	24.0	22.0	15.5	12.0	10.5	10.5
		底層	16.5	18.5	21.0	23.5	30.0	26.5	24.0	21.5	16.0	12.0	10.5	10.5
K1	関門海峡	上層	-	19.0	-	-	30.0	-	-	20.5	-	-	11.5	-
		下層	-	19.5	-	-	30.0	-	-	20.5	-	-	11.5	-
		底層	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
K7	戸畑泊地	上層	17.5	19.0	22.5	25.0	31.0	28.5	25.0	22.5	15.0	12.0	11.0	11.0
		下層	17.0	19.0	21.5	24.0	30.5	27.5	24.5	22.0	15.0	11.5	11.0	11.0
		底層	17.0	18.5	21.0	23.5	30.0	27.0	24.5	22.0	15.5	11.5	11.0	11.0
K8	堺川泊地	上層	17.0	20.0	21.5	25.5	30.5	28.0	24.5	22.5	14.0	11.0	10.0	11.0
		下層	17.0	19.0	21.0	24.0	30.5	27.5	25.0	22.0	14.5	11.5	11.0	11.0
		底層	16.5	19.0	21.0	24.0	30.0	27.0	25.0	22.0	14.5	11.5	10.5	11.0
上記の地点の 平均水温	上層	17.0	19.3	21.8	25.1	30.6	27.9	24.5	21.7	14.6	11.4	10.4	10.9	
	下層	16.8	18.8	21.1	23.9	30.3	27.4	24.6	21.7	14.8	11.4	10.7	10.9	
	底層	16.6	18.6	21.0	23.8	30.3	27.0	24.5	21.9	15.1	11.4	10.6	10.8	

注：1. 図中の番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。

2. 「-」は、測定が実施されていないことを示す。

「北九州市 環境局環境監視部 環境監視課 提供資料」（北九州市、令和7年）より作成

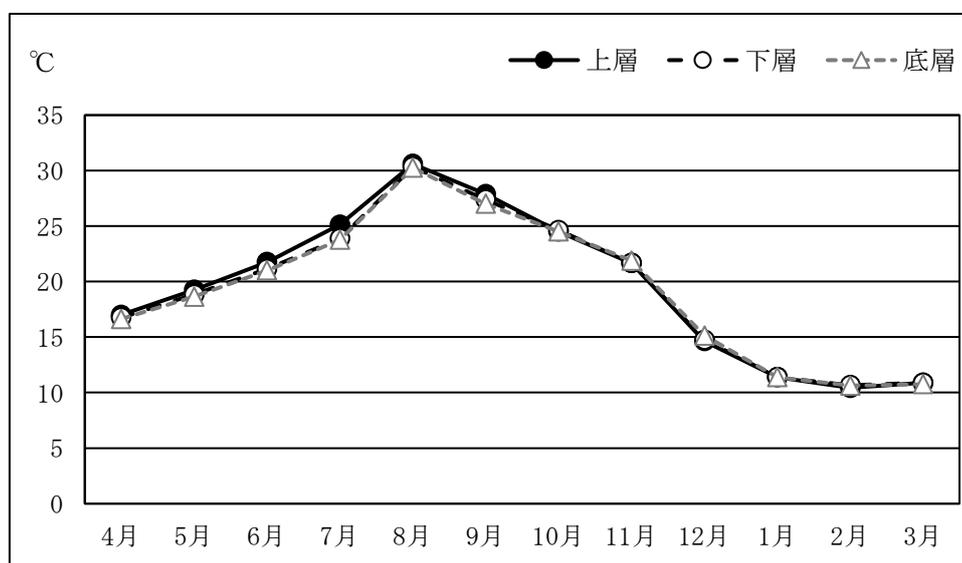


図 3.1-23 月別平均水温

注：表 3.1-42 の「上記の地点の平均水温」の値を示す。

3) 河川

対象事業実施区域の周辺では、図 3.1-24 に示す 2 地点において公共用水域の水質測定が行われており、測定項目は表 3.1-43 に示すとおりである。

表 3.1-43 流入河川における公共用水域の水質の測定項目（令和 6 年度）

図中番号	河川名・測定地点名	測定項目											
		生活環境項目											健康項目
		水素イオン濃度	溶存酸素量	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌数	化学的酸素要求量	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	
R-7	紫川・勝山橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
R-11	板櫃川・新港橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。
 2. 「LAS」は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。
 3. 「健康項目」の物質の詳細は、表 3.1-46 参照。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）より作成

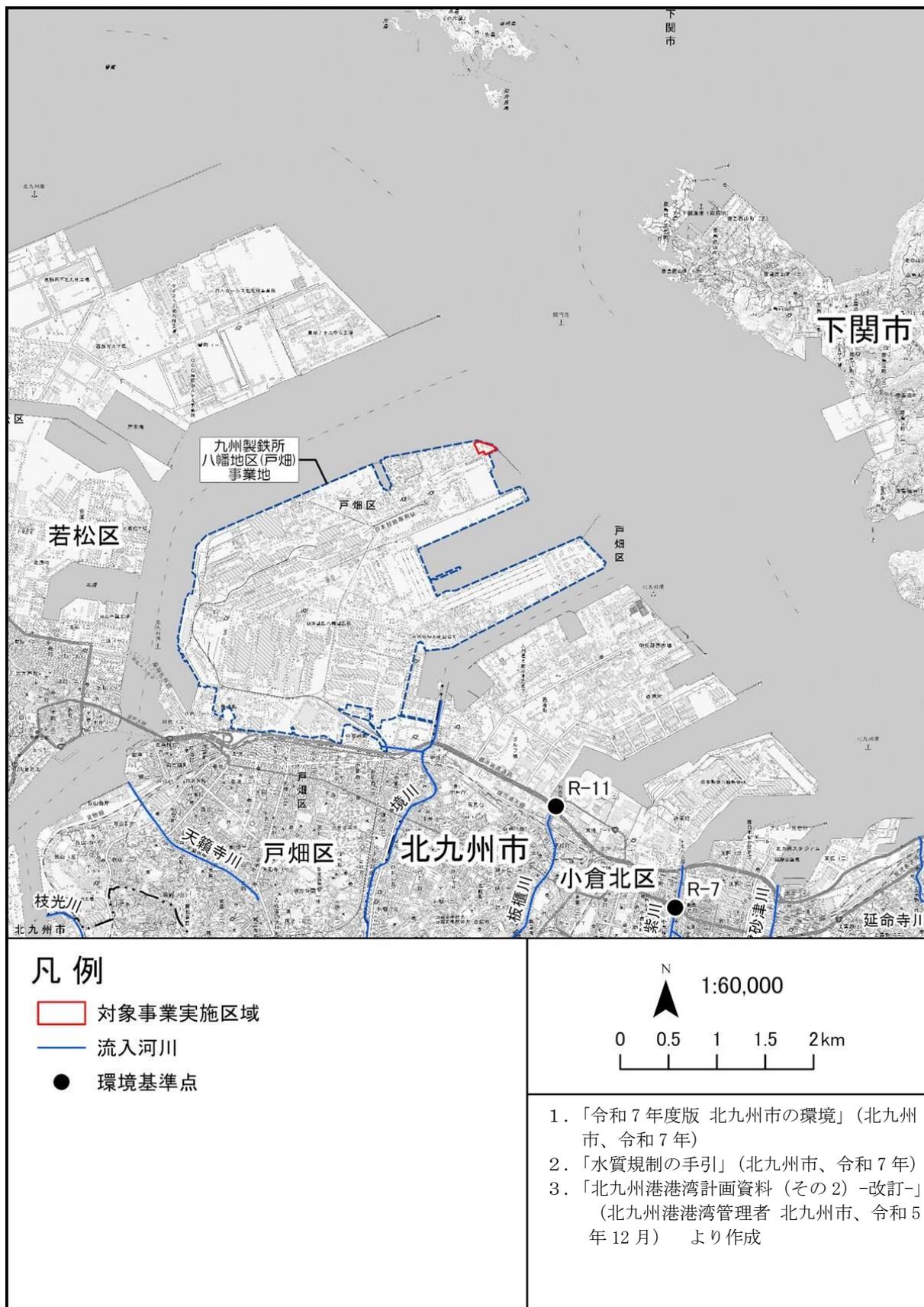


図 3.1-24 流入河川における水質測定地点の位置

① 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

対象事業実施区域の周辺の河川における生活環境項目の測定は図 3.1-24 に示す 2 地点で行われており、令和 6 年度における水質の測定結果は、表 3.1-44 のとおりである。

ほとんどの項目が環境基準に適合しているが、板櫃川・新港橋では大腸菌数が不適合となっている。また、令和 2 年度～令和 6 年度における BOD の経年変化は表 3.1-45 及び図 3.1-25 のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

表 3.1-44 (1) 公共用水域の水質測定結果（生活環境項目、令和 6 年度）

図中 番号	水域名	類型	水素イオン濃度 [pH]					溶存酸素量 [DO] (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
R-7	紫川・勝山橋	B	7.2	8.1	7.8	0/12	6.5 以上	5.7	9.8	7.8	0/12	5 以上
R-11	板櫃川・新港橋	B	7.5	8.1	7.8	0/12	8.5 以下	5.1	12	7.7	0/12	

図中 番号	水域名	類型	浮遊物質濃度 [SS] (mg/L)					生物化学的酸素要求量 [BOD] (mg/L)						
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	75%	m/n	適否	環境基準
R-7	紫川・勝山橋	B	<1	2	1	0/12	25 以下	<0.5	1.0	0.6	0.7	0/12	○	3 以上
R-11	板櫃川・新港橋	B	<1	2	1	0/12		<0.5	1.2	0.7	0.7	0/12	○	

図中 番号	水域名	類型	大腸菌数 (CFU/100ml)						
			最小	最大	日平均値			適否	環境基準
					平均	90%	m/n		
R-7	紫川・勝山橋	B	29	1,600	260	430	1/12	○	1,000 以下
R-11	板櫃川・新港橋	B	82	1,600	590	1,200	4/12	×	1,000 以下

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。
 2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。
 3. 「<」は定量下限値未満を示す。
 4. 「m/n」の欄は、「環境基準を超過した検体数/総測定日数」を示す。
 5. 「適否」の「○」は、BOD は 75%値、大腸菌数は 90%値の日間平均値が環境基準に適合していることを、「×」は、環境基準に不適合であることを示す。(75%値、90%値は、n 個の日間平均値を小さいものから順に並べた時の (0.75 もしくは 0.9×n) 番目の数値を示す。)

「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）より作成

表 3.1-44 (2) 公共用水域の水質測定結果 (生活環境項目、令和 6 年度)

図中 番号	水域名	類型	全亜鉛 [Zn] (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
R-7	紫川・勝山橋	生物 B	0.001	0.010	0.004	0/4	0.03 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	0.002 以下
R-11	板櫃川・新港橋	—	0.002	0.002	0.002	-/1	—	<0.00006	<0.00006	<0.00006	-/1	—

図中 番号	水域名	類型	LAS (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準
R-7	紫川・勝山橋	生物 B	<0.0006	0.0027	0.0012	0/4	0.05 以下
R-11	板櫃川・新港橋	—	0.0024	0.0024	0.0024	-/1	—

注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。

2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。該当欄の「—」は、類型が指定されていないことを示す。

3. 最小、最大、平均及び m/n の欄の「—」は調査が行われていないこと、「<」は報告下限値未満を示す。

4. 「m/n」の欄は、「環境基準を超過した検体数/総測定日数」を示す。

5. 「LAS」は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和 7 年) より作成

表 3.1-45 公共用水域の水質（年平均値）の経年変化（令和2年度～令和6年度）

図中 番号	河川名・測定地点名	類型	生物化学的酸素要求量〔BOD〕（mg/L）				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
R-7	紫川・勝山橋	B	0.8	0.7	0.8	0.5	0.5
R-11	板櫃川・新港橋	B	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9

注：1. 図中番号は図 3.1-24 の番号に対応する。
 2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。
 3. 測定地点の日間平均値の年平均値を示す。

「令和3年度～令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和3年～令和7年）より作成

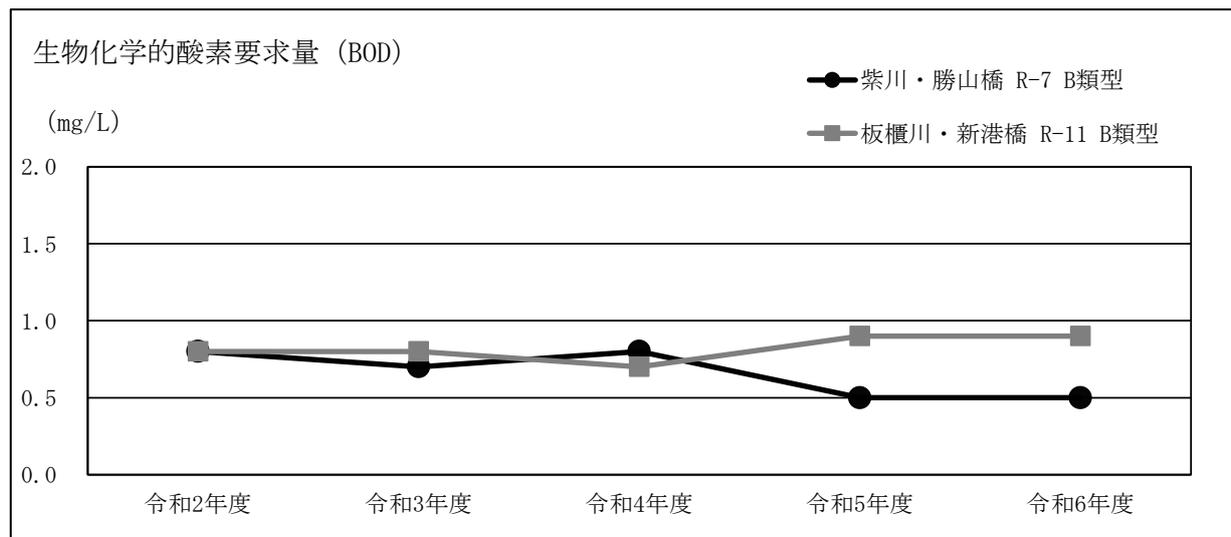


図 3.1-25 水質の経年変化（令和2年度～令和6年度）

注：測定地点の日間平均値の年平均値を示す。

「令和3年度～令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和3年～令和7年）より作成

② 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

対象事業実施区域の周辺の河川における健康項目の測定は図 3.1-24 に示す 2 地点で行われており、令和 6 年度における水質の測定結果は、表 3.1-46 のとおりである。

板櫃川・新港橋のほう素が基準値を超過しているが、それ以外は環境基準に適合している。

表 3.1-46 公共用水域の水質測定結果（健康項目、令和 6 年度）

（単位：mg/L）

図中番号 河川名・ 測定地点名 測定項目	R-7	R-11	基準値
	紫川・ 勝山橋	板櫃川・ 新港橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	0.002	0.002	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	ND	ND	検出されないこと
PCB	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.2	1.0	10 以下
ふっ素	0.1	0.4	0.8 以下
ほう素	0.4	1.3	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05 以下

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。
 2. 「<」は定量下限値未満を示す。
 3. 「ND」は検出されないことを示す。
 4. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。
 5. 基準値は年間平均値である。ただし、全シアンについては最高値である。
 6. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2:2022（以下、「規格」という。）15.3、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 14 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和である。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）より作成

③ ダイオキシン類

対象事業実施区域の周辺の海域に流入する河川におけるダイオキシン類の測定は図 3.1-24 に示す 2 地点で行われており、令和 6 年度における水質測定結果は、表 3.1-47 のとおりである。

全ての測定地点で環境基準に適合している。

表 3.1-47 公共用水域の水質測定結果（ダイオキシン類、令和 6 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

図中 番号	水域名	測定値	適否	環境基準
R-7	紫川・勝山橋	0.11	○	1 以下
R-11	板櫃川・新港橋	0.20	○	

注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。

2. 「適否」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

「令和 7 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 7 年）より作成

4) 地下水

対象事業実施区域の周辺において、地下水質の状況を把握するための概況調査、過去に汚染が確認された井戸の継続的な監視を行うための継続調査は図 3.1-26 に示す各 1 地点で行われている。

① 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

令和 6 年度における測定結果は表 3.1-48 に示すとおりであり、概況調査、継続調査ともに環境基準値または指針値に適合している。

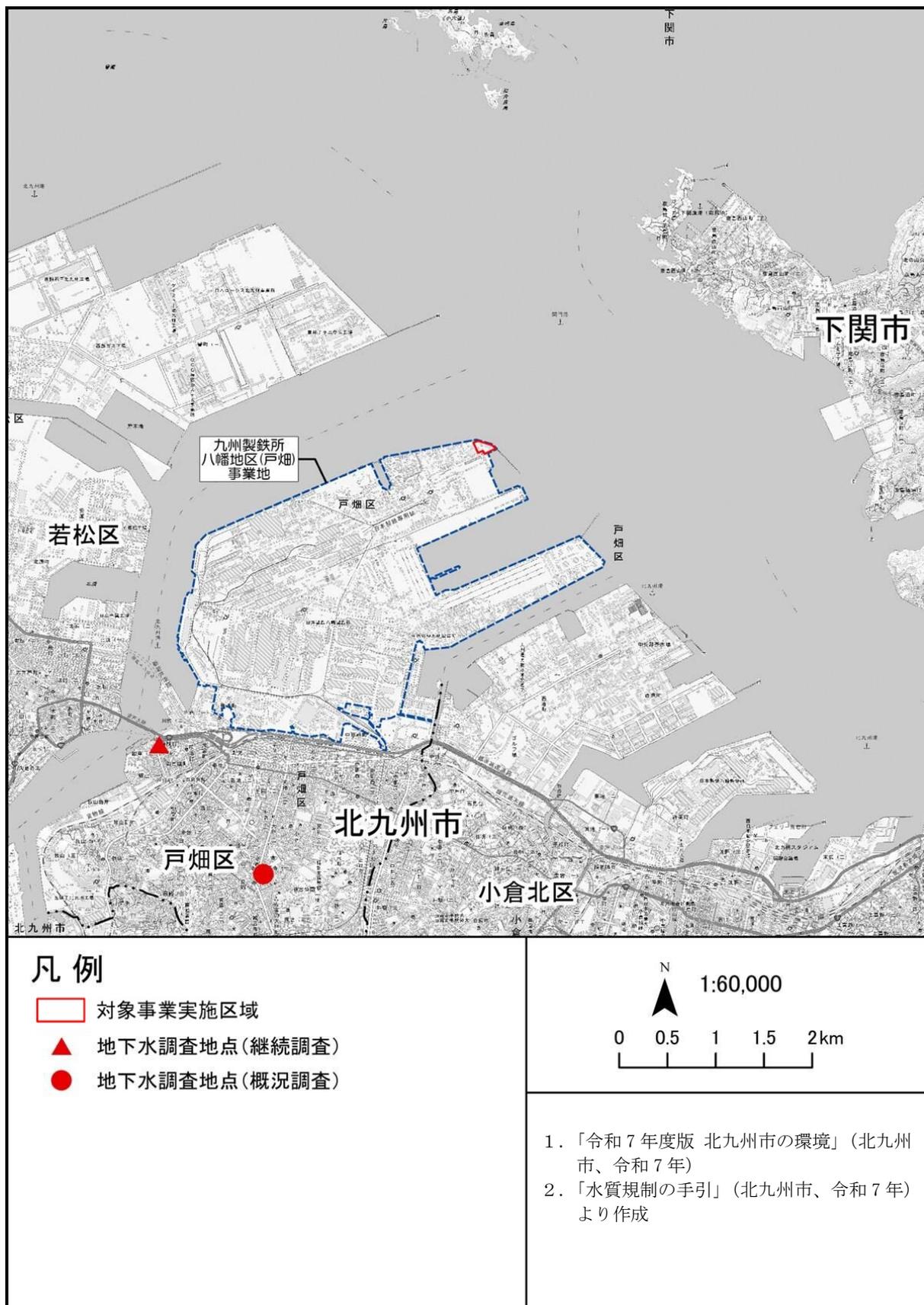


図 3.1-26 地下水の水質調査地点の位置

表 3.1-48 地下水の水質測定結果（健康項目、令和6年度）

（単位：mg/L）

調査の種類	概況調査	継続監視調査	環境基準値
地区名	天籟寺	北鳥旗町	
測定項目	天籟寺	北鳥旗町	
カドミウム	ND	—	0.003 以下
全シアン	ND	—	検出されないこと
鉛	ND	—	0.01 以下
六価クロム	ND	—	0.02 以下
砒素	0.001	—	0.01 以下
総水銀	ND	—	0.0005 以下
PCB	ND	—	検出されないこと
ジクロロメタン	ND	—	0.02 以下
四塩化炭素	ND	—	0.002 以下
クロロエチレン	ND	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	ND	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	ND	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	ND	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	ND	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	ND	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	ND	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	ND	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	ND	—	0.002 以下
チウラム	ND	—	0.006 以下
シマジン	ND	—	0.003 以下
チオベンカルブ	ND	—	0.02 以下
ベンゼン	ND	—	0.01 以下
セレン	ND	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	—	10 以下
ふっ素	0.1	—	0.8 以下
ほう素	0.1	—	1 以下
1,4-ジオキサン	ND	—	0.05 以下
PFOS 及び PFOA	—	0.000036	0.00005 以下（指針値）

注：1. 「—」は、測定が実施されていないことを示す。

2. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

3. 基準値は年間平均値である。ただし、全シアンについては最高値である。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2:2022（以下、「規格」という。）15.3、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 14 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和である。

5. PFOS 及び PFOA は要監視項目である。指針値は、PFOS 及び PFOA の合計値である。

「令和7年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和7年）より作成